

目次

1. 中国知財ニュース

1) 商標権の譲渡手続きにおける法的リスクとその回避方法

2) 中国知財最新ニュース

2. 気になるあの話題

中国5GのIoTに関する2019年6大トレンド



出典: <http://www.sccnn.com>

【1】中国知財ニュース

1. 商標権の譲渡手続きにおける法的リスクとその回避方法

今回は、弊所法律部の弁護士が執筆した、唯冠社とアップル社の「iPad」商標権譲渡を巡る紛争を教訓とした、商標権の譲渡における法的リスクとその回避方法についての文章を紹介します。

商標権の譲渡手続きにおける法的リスクとその回避方法

品源法律二部：宮江 涛

まえがき

唯冠社とアップル社の「iPad」商標権譲渡を巡る紛争は、中国の知的財産業界を激震させた。中国商標法を理解しないアップル社の弁護士をあざ笑ったり、唯冠社の悪意ある冒認出願を痛烈に批判したり、更には現地政府が民事紛争に介入したことをほのめかしたりと様々な意見が飛び交った。アップル社は、「iPad」商標の譲渡手続きにおける唯冠社の高額な請求等リスクを避けるために、イギリスにおいて「iPad有限公司」という名の企業を設立し、唯冠社との商標権譲渡手続きについては、香港の弁護士に契約書の草案作成を、イギリスの弁護士に契約書のチェックを依頼し、また台湾の弁護士を法的立会人として招聘し、一連の譲渡手続きに関する公証手続きを完成させた(今回の譲渡手続きは中国大陸をはじめ、10カ国以上の国と地域の「iPad商標」に及んだため、アップル社は異なる国と地域の弁護士を招聘したものと考えられる)。しかし、皮肉なことに、中国大陸の「iPad」を巡っては想定外のトラブルが起き、結局裁判所の調停において、アップル社が6000万米ドル(当時約48億円)を支払うことで和解へと至った。ここで知っておくべきは、その他の9つの国および地域で、アップル社がiPad商標を使用するために支払った費用は、わずか20万元(当時約400万円)でしかなかったということだ。

実際、アップル社は中国大陸の商標弁護士に簡単な調査を依頼すれば、商標権譲渡契約の主体と実際の商標権者が一致しない法的リスクを発見できたと考えられる(本件は台湾唯冠社が親会社で、世界10カ国のiPad商標をコントロールしていたが、中国大陸の商標は子会社である深セン唯冠社が所有していた)。

筆者は長年の経験をもとに、商標権譲渡の過程で発生する可能性のあるリスクや注意事項をまとめた。商標権譲渡における譲渡人の最大のリスクは譲渡金を受け取ることにあるが、譲受人は大小様々な不確定リスクに直面している。故に筆者は譲受人の視点から論述を行っていききたい。

一、真意である意思表示

譲渡人の意思表示が真意であることを確認することは、正に商標権譲渡契約における前提事項である。譲渡人の意思表示が真意であることを確認するには、以下の点に注目をし、譲受人は、譲渡人の契約保証事項の中に必ず記載させるようにする必要がある。

(一) 会社定款を確認し、譲渡人内部の知的財産権譲渡に関する内部手続きと権限を明確にする

定款には、通常は会社の重要資産の譲渡手続きと譲渡制限が明確に規定されている。商標権譲渡契約が明らかに会社定款の規定に違反する場合、その譲渡契約は、譲渡人の意思表示が真意ではないと考えられる可能性が高い。適正評価調査を行う際には、必ず商標権譲渡に対する権利権限があるかどうかを確認しなければならない。

(二) 株主総会決議の提供を要求する

商標権は会社の無形資産に属するため、定款の中に商標権譲渡の具体的な権限についての規定が明記されていなければ、譲渡人に株主総会決議の提供を要求すべきである。もし株主総会決議がなければ、商標権譲渡契約に関する意思表示が譲渡人の真意ではないと考えられる可能性が高い。契約の中で必ず今回の譲渡が株主総会で決議され、定款規定に符合していることを確認する必要がある。

(三) 捺印を一致させる

捺印を一致させるとは、商標権譲渡契約上の捺印、商標権譲渡申請書上の捺印、及び譲渡人の商標登録当時の申請書類上の捺印を一致させるということである。

実際の紛争でも、商標局が商標権譲渡申請書上の捺印と商標出願時の捺印が一致しているか否かを審査せずに認定し、商標権譲渡人が自身の商標が違法に譲渡されたとして、行政訴訟を提起する事案が非常に多い。裁判所は多くの場合商標権譲渡人の理由を認め、商標局の認定を取消す。

商標局は商標管理機関として、商標権利者の出願時の捺印と譲渡申請時の申請書の捺印が一致しているか否かを審査する能力と義務があり、一致しない場合は偽装譲渡の可能性が高いというのが主な判決理由である。現在の審査では、商標局が商標権譲渡申請書と商標出願書類の捺印の一致の有無を精査しており、一致しない場合譲渡請求を受理しない可能性が高い。

(四) 法定代表者または授権代表者が署名をする

実際には、職場の中で社印に触れることができる人は多く、社印を管理したり社印に触れられる人が商標権を無断で譲渡した場合、譲渡契約が無効と認定される可能性が非常に高い。よって、商標権譲渡契約には必ず法定代表者または授権代表者が署名し、授権代表者が署名した場合は、会社が発行し法定代表者が署名した権利付与書も提供してもらう必要がある。

二、対象商標に瑕疵がないこと

商標権譲渡契約の対象は商標権であり、もし商標権そのものに、権利制限や取消の可能性がある場合、契約の遂行は極めて制限され、履行すらできない。

(一) 商標権に質権が設定されていないか、凍結されていない

(二) 商標権の取得方法が合法的で、取消される可能性がない

商標権の合法的な取得方法とは、商標そのものが、他人の商標を冒認登録したものではなく、他人の著作権、商号権、姓名権などの権利に含まれる在先権利を侵害したり、その他の不正な手段を通じて登録したりしたものではないことである。しかし譲受人が適正評価調査を通してこれらの問題を発見し、これらの問題を回避することがほとんど不可能である場合、唯一の効果的な手段は、譲渡契約において、譲渡人に対し商標権取得方法が合法的であることを保証させ、商標権の取得方法が違法なことを理由に取消された場合、譲渡人が契約の基本的違反を構成していることを約束させるべきである。

(三) 商標使用許諾、特に独占使用許諾契約がない

商標法第43条では、商標の使用許諾は届け出が必要であり、届けられていない時は、善意の第三者に対抗することはできないと規定されている。よって、もし相手の商標使用許諾が届けられていれば、必ず譲渡後の商標使用に影響を与える。許諾契約が独占使用許諾契約であれば、譲受人は、独占使用許諾契約の制約を受け、一切の商標使用ができなくなる可能性がある。

三、法律の強制的規定に違反してはならない

(一) 同一または類似商品上の同一または類似商標は一括譲渡しなければならない。

商標法第42条の第2款には、「登録商標を譲渡するときは、商標登録者は、同種商品について登録した類似商標、または、類似商品について、登録した同一または類似商標を合わせて譲渡しなければならない」と規定されている。同時に、商標権譲渡手続きをスムーズに進めるために、譲渡人に対して、**商標譲渡手続き中に、譲渡される商標と同一または類似する商標を再申請しないことを保証させなければならない。**

(二) 商標権譲渡は商標局によって認定されるべきである

商標法第42条では、登録商標を譲渡するときは、譲渡人と譲受人が譲渡契約を締結し、共同で商標局に申請しなければならない、登録商標の譲渡は、許可された後に公告され、譲受人は公告日より商標専有権を享有する、と規定されている。

四、譲渡人の協力義務を明確にする

(一) 譲渡手続きへの協力を約束させる

この責務は非常に重要で、契約の中で明確に記載するだけでなく、更に責務を遂行しなかった場合の違約責任についても取り決めることで、譲渡人が責務を遂行することを約束させる。

(二) 別の権利付与書または独占許諾契約を締結する

なぜこのような措置が必要かという点、譲受人の商品が商業スーパーに入る場合、または譲受人が権利行使を行う場合、商標権譲渡認定通知が出る前に、譲受人は帰属証明書を提出しなければならない。商標権譲渡契約は商業秘密が絡んでおり公開が容易ではないことから、関連機関の承認さえ得られない可能性があるため、権利付与書や独占許諾契約があれば大変役に立つ。

(三) 三年不使用取消請求またはその他無効宣告請求を受けた場合の即時通知を義務付ける

これは商標局が譲渡認定通知を出す前のことであるため、商標に関する全ての事項について商標局は直接譲渡人に通知を行う。この義務を明確にせず、譲渡人が譲受人に対する商標局からの各通知の通達を怠った場合、譲受人は極めて不利な状況に置かれる。

(四) 三年不使用取消または無効宣告に対する協力対応を義務付ける

商標権譲渡前の商標使用者は譲渡人であるため、譲渡人でないと商標関連の各種使用や知名度の証拠を提供することができない。

(五) 再出願をさせてはならない

(六) 商標の使用を直ちに停止させる

(七) その他の必要な協力義務

五、事後のリスクコントロール

実際に最も多く直面する問題は、商標が3年連続して使用されていないことによる取消である。商標権譲渡契約を結ぶ際には、譲渡人に対して直近3年間で譲渡商標を使用しているかどうかを明確にし、使用があれば、関連証拠を保存させ、使用がなければ速やかに使用するようさせる。

(一) 譲渡人に直近3年間の商標使用があるかどうかを確認し、あれば譲渡人は一部の使用証拠の提供に協力すること

(二) もし使用がない場合は、使用していない正当な理由があるかどうかを確認する。正当な理由には、不可抗力、政府政策的規制、破産清算、およびその他商標登録者の責めに帰すべきものでない正当な事由が含まれる。

(三) 正当な理由がない場合は、速やかに使用させるべきである。使用中は、関連する領収書を保存し、領収証上には商標名称が記載されているようにする。領収書以外の使用証拠は偽造される可能性が高いため、審査機関は通常領収書を証拠として認める。

(四) 譲渡手続きを提出した後(できれば譲渡商談の前に)、譲受人は、完全同一の商標を再出願して、占拠する必要がある。

2. 中国知財最新ニュース

国家知識産権局による2018年の統計データのまとめ

【特許関連】 2018年の中国特許出願件数は154.2万件、実用新案出願件数は207.2万件、意匠出願件数は70.9万件でした。結審案件は、特許が80.8万件、実用新案が187.4万件、意匠が66.7万件でした。また、特許の権利付与件数は43.2万件で、そのうち中国国内出願人による特許権利付与件数は34.6万件でした。

2018年のPCT国際特許出願の受理件数は5.5万件で、そのうち5.2万件が中国国内出願人による案件でした。

2018年の復審請求件数は3.8万件、結審案件は2.8万件、無効審判請求件数は0.5万件、結審案件は0.4万件でした。

【商標関連】 2018年の商標登録出願件数は737.1万件、結審案件は804.3万件でした。商標登録件数は500.7万件で、そのうち中国国内出願人による商標登録件数は479.7万件でした。また、2018年のマドプロ商標登録出願件数は6594件でした。

【知的財産保護と運用】 2018年の専利法執行事件の処理件数は合計7.7万件で、そのうち専利紛争事件は3.5万件、専利冒用摘発事件は4.3万件、商標違法摘発事件は3.1万件でした。

出所：国家知識産権局

世界執行大会が上海で開催されました

1月22日に中国上海で世界執行大会が行われ、5大陸30ヶ国以上の国際組織の代表が会議に参加しました。会議では、「世界執行大会上海宣言」を通じて、中国裁判所の法執行分野での改革と革新が中国モデルを形成し、国際的な実践を充実させ、法治の進歩と発展を推進していくことが宣言されました。

宣言では、法執行の公開性と透明性を更に高め、司法の社会的信頼性を向上させること、強制的法執行によって知的財産保護を強化し、ビジネス環境の持続的な改善を推進し、経営繁栄を促進させること、公正な法執行、文明的法執行、善意の法執行理念を持ち、法執行権の乱用を確実に阻止することなどが強調されました。

最高人民法院は、本会議において採択された上海宣言は、各国の司法関係の発展と強制的法執行分野における協力の一層の促進に必ず大きな影響を及ぼし、また各国が強制執行分野でより実務的で効率的な協力を促進していくことを望んでいると表明しました。

出所：中華人民共和国最高人民法院

中国著作権法の第三次改正

1月22日と23日に中国著作権法改正に対する立法調査が天津にて行われました。現在中国著作権法は2回の改正を行っており、今回3回目の改正段階に入っています。

中国の著作権法は1990年に施行されて以来、権利者の権利擁護、創造と革新の奨励、市場秩序の規範化、産業発展の促進、中国社会経済の成長、科学技術の進歩と文化繁栄等、強力な法治保障を提供し、替えることのできない重要な役割を果たしています。

出所：国家著作権局

【2】気になるあの話題

中国5GのIoVに関する2019年6大トレンド

このほど、北京市経済情報化局より、「北京市インテリジェントコネクテッドビークル（以下ICVという）創新発展行動方案(2019年～2022年)」が発表されました。この方案には、北京が積極的に5G-IoV(Internet of Vehicles)の重点的应用都市となるよう推進し、2020年には重点エリア内で5G-IoVの構築を完成させ、高速道路でのIoV環境を推進し、環境配備を監視・評価し、IoV専用車道を設置する計画等が盛り込まれています。



出典: <http://mini.eastday.com/>

IoVは、モノのインターネット分野で最も強力な市場の一つとして成長しています。2017年、IoV世界市場規模は約525億ドルでしたが、2022年には1629億ドル、CAGR(年平均成長率)は25.4%と予想されています。中国IoVの市場規模は、2017年の114億ドルから2022年には530億ドル、CAGRは36%とされており、中国が全世界の市場規模に占める割合も、2017年の21.7%から、2022年には32.5%にまで増加する見込みです。

中国工業情報化部の部長苗圩氏は、中央テレビのインタビューに対して、今後5Gの融合活用を強化し、C-V2X*をベースとしたIoVの標準システム、産業協同及びモデル的活用を深化させ、工業インターネットと5Gの融合活用を推進し、5Gと農業、交通、医療、教育と各分野の共同創新を更に促進させていくと述べました。

* C-V2X・・・自動車と歩行者、他の車両、道路設備、ネットワークとの接続や相互連携を実現するコネクテッドカー技術の1つ。Cellular-V2Xの省略形。自動運転車両の実現に役立てられる技術要素でもある。 KDDI株式会社用語集より抜粋

2019年IoV分野における6大トレンド

標準システムの継続的な完備

2018年6月、工信部と国家標準委員会は、共同で「国家IoV産業標準システム構築指南(全体要求)」、「国家IoV産業標準システム構築指南(情報通信)」、「国家IoV産業標準システム構築指南(電子製品及びサービス)」を発表し、IoV技術の研究開発と標準制定を全面的に促進させることを表明しました。2019年は、上記政策の実現を加速させ、IoV標準システムの構築に新たな成果をもたらすものと予想されます。

企業間連携の常態化

市場研究機構は、IoVが、5Gネットワーク技術の主要な応用シーンとなり、5Gネットワークの技術優位性が、ICVの大規模化業務を実現する上での重要な柱になると述べています。IoVの実現には、境界を越えた連盟が不可欠で、企業間の協力、Win-Winの関係構築が成功への道であり、2019年は、IoV分野での協力が常態化していくことになるでしょう。

商業構想の加速

IoV産業は、各国政府からも重視されており、初歩的な商業化のプロセスも既にスタートしています。これに先立ち、ピックデー・インテリジェンスサミットでは、米国クアルコム社のクリスティアーノ・アモン社長が、クアルコムと大唐電信(ダタン・テレコム)がC-V2Xを共同開発し、2019年の商業展開に対応していくことを明かしています。

人と車の対話の進展

4Gの応用と普及により、基本的なネットワーク上の問題は解決することができますが、IoV分野では、人と車の対話問題が依然としてひとつのボトルネックになっています。2019年は、各企業の音声技術分野等への投資が拡大し、音声インタラクション技術の進展が期待されます。

応用シーンをより充実したものへ

業界関係者によると、現在、IoVの応用面での生産は最も高く、IoV市場全体の70%を占めています。2019年は、こういった応用の場がますます充実することでしょう。関連する研究によると、IoV技術を利用し、交通効率を大幅に向上させ、渋滞を緩和することができ、自動運転を応用することで、安全性を強化し、人命や事故をゼロにすることも可能です。

このほか、IoV技術を融合した車載用端末プラットフォームでは、車の持ち主の音声やジェスチャーによりサービスをコントロールし、より早く、より安全な運転体験を可能にできます。IoVは保険業界との連携も実現し、「IoV保険」によって、ドライバーの事故率を低減するとともに、コストも節約することが可能になります。

政策面ではすべてがプラスに

中国は、IoVの発展を、「IoV」と人工知能を実体経済の中で応用する重要な局面としていて、自動車産業の重要な転換点の一つともしています。2018年12月28日、工信部は、「IoV(ICV)産業の発展行動計画」を発表し、2020年には、IoV産業と多業界との融合を実現させ、ハイレベルな自動運転機能を備えたICVを特定のシーンで応用し、IoVユーザーの浸透率は30%以上に達することを明らかにしました。2020年以降は、高度な自動運転機能のICV及び5G-V2Xが大規模な商業応用を実現し、人—車—道路—クラウドのハイレベルな協力が実現することでしょう。

IoVの次の発展ステップとして、発展改革委員会が発表した「スマートカーイノベーション発展戦略」(意見募集稿)では、IoVを含むスマートカー産業の、短期、中期、長期目標についての具体的な計画を打ち出しています。このほか、交通運輸部、科学技術部などの関連省庁委員会が、多数の場面での協力を示しており、中国の国情と特徴にあった標準制度と政策環境を構築し、IoV産業の発展と奨励を推進することを表明しています。

このような積極的な政策措置は、IoV産業に良好な発展環境を提供し、これにより産業の健全な発展を促進することができ、市場の活力を更に奮い立たせることができるはずです。